

2015年4月13日

沖縄県 文化環境部 自然保護・緑化推進課 謝名堂聡課長殿

・ジュゴンネットワーク沖縄 事務局長：細川太郎

〒905-0021 名護市東江 2-8-47

TEL/FAX 0980-54-2462

・北限のジュゴン調査チーム・ザン 代表：鈴木雅子

〒905-0011 名護市宮里 4-12-8

嘉陽地先に藻場を造成することについて許可しないことを求めます（要望）

去る3月6日、9日、10日、沖縄防衛局のホームページにおいて平成26年6月20日（第2回）及び平成27年1月6日（第3回）に行なった普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（以後「委員会」という。）の資料が公開されました。このうち第2回の委員会議事趣旨（4p）によると、委員より名護市嘉陽地先に藻場を造成する案が出されました。これはジュゴンが餌場として利用できる海草藻場を事業実施区域の外に作れば、ジュゴンが事業実施区域に近付かなくなるのではないかという予測のもとでの提案のようですが、人為的に造成された海草藻場でジュゴンが採餌するかは実証されておらず、現在ジュゴンが実際に利用している数少ない貴重な餌場で、この造成実験を行なうことは、非常に大きなリスクを伴うと懸念しています。

理由

1. 今回委員から提案があったヤシマットを用いた藻場の造成は、海草の地下部をヤシの実の繊維で養生しながら、海草が根付くのを待つ技術と推察されますが、そもそもジュゴンは海草を地下茎ごと食べる動物なので、ヤシマットを用いた造成藻場で仮に海草が根付いたとしても、ヤシマットが地下茎の摂餌を阻害しジュゴンは海草を食べることができません。ヤシマットが敷かれた摂餌できない藻場が広がれば、ジュゴンはいずれその場所を放棄せざるおえなくなると懸念されます。

2. 現在沖縄島海域で棲息が確認されているジュゴンは3頭といわれています

が、嘉陽海域の藻場を餌場として利用している個体は、アセスの調査で得られた水中映像から個体 A と考えられています（沖縄防衛局 2009）。個体 A は 2003 年 11 月より確認され（環境省 2004）、これまでの 12 年間に嘉陽海域を中心とした東西に約 8km、南北に約 3.5km のごく限られた範囲でのみ確認され、定住性が高い個体と考えられています。沖縄海域では 1990 年から 2004 年までの 14 年間に少なくとも定置網で 4 頭、刺網で 3 頭のジュゴンが混獲され死亡していますが、幸い現在嘉陽海域では混獲のおそれのある定置網漁や刺網漁は行なっておらず、これまで無事に生存することができました。しかし、棲み慣れた餌場を改変されることによって個体 A がこの海域を追い出された場合、混獲の恐れのある定置網漁や刺網漁が行なわれている海域へ移動せざるおえなくなる可能性が増し、混獲による事故死のリスクが高まると考えられます。

3. ヤシマット等を使用せず海草を移植する方法も検討されるかもしれませんが、2007 年 3 月 13 日に行なわれた中城湾泡瀬地区埋め立て事業の環境保全・創造検討委員会第二回会合で海藻草類専門部会座長野呂忠彦委員（鹿児島大教授）は「移植によって藻場が保全されるとは考えていない、このまま評価書に書いてあるというだけで突き進めば取り返しのつかないところに行く」と述べています（2007 年 3 月 14 日琉球新報）。また、長年にわたり沖縄の海藻草類を研究されてきた当真武氏は、自らの著書「沖縄の海藻と海草」の中で、泡瀬干潟に海草藻場が大規模に存在する理由を地形と潮流の関係から解説されています（156p）。つまり海草は生える環境には既に生えており、生えない環境に植えてもいずれ姿を消し、人為的に面積を増やすことは非常に困難であることを意味しています。海草の定着に重点を置き、波の影響を低減させる囲い等を設置すれば、ジュゴンを増々遠ざける結果になることも懸念されます。

4. 私たちはジュゴンが餌場として利用してきた辺野古、安部、嘉陽、伊部において、1998 年からジュゴンの食み跡を調査してきましたが、これらの海域の中で食み跡が継続的に確認できたのは嘉陽地先のみでした。このことは嘉陽地先の海草藻場が健全な状態にあるばかりでなく、ジュゴンが好む餌場の条件例えば地形、底質や少ない人間活動などを兼ね備えた貴重な海域であることを示しています。また、嘉陽海域では 1990 年 5 月に生後間もないジュゴンの混獲（当時は刺網漁が行なわれていた）や、1998 年 10 月に成獣 1 頭未成獣 2 頭計 3 頭の

群れが確認され（琉球新報社、日本テレビ）、1999年3月には成獣2頭による求愛行動が確認される（沖縄テレビ）など、ジュゴンの繁殖海域でもあります。このように嘉陽海域は、絶滅が危ぶまれるごくわずかなジュゴン自らが棲息地として選び、採餌及び繁殖（求愛・出産・子育て）を行なってきた貴重な海域です。藻場の造成はその効果が実証されていないばかりか、安定したジュゴンの棲息環境を攪乱するものであり、日本産ジュゴンの絶滅に拍車を掛ける危険性があります。

5. 沖縄島最大の海草藻場が広がる辺野古海域は沖縄ジュゴンへ安全な餌場を提供してきましたが、普天間飛行場代替施設建設事業の埋め立てにより消失する海草藻場辺野古側35.6haと大浦湾側42.5haの合計78.1haのごく一部を嘉陽地先に移すとしても、海草藻場の代償措置とはなりません。現在辺野古・大浦湾では、ボーリング調査に伴い臨時制限水域をフロートで囲い、スッパット台船、工事船、監視船、海上保安庁の巡視船や抗議船など多数の船舶が行き交い騒乱状態が続き、ジュゴンが近づき難い状況が作られています。嘉陽への海草移植は、ジュゴンへ更なる負荷をかけることに繋がる恐れがあり、実施すべきではありません。

以上の理由から、沖縄防衛局（国）から藻場の造成についての許可申請が提出された場合、沖縄県として許可しないことを求めます。

本要望書提出先

- ・ 沖縄県知事 翁長雄志
- ・ 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する
第三者委員会事務局
- ・ 北部土木事務所 田原武文所長
- ・ 文化環境部 自然保護・緑化推進課 謝名堂聡課長
- ・ 農林水産部 水産課 新里勝也課長
- ・ 教育委員会 文化財課 萩尾俊章課長